

近代の「長崎県行政文書」について（その4）

—これからのことを考える—

前回まで、3回にわたって、近代の「長崎県行政文書」について、「長崎奉行所関係資料」との関係にも触れながら調べてきました。今回は、近代の「長崎県行政文書」のこれからのことを考えて、終わりとします。

■おわりに■

（その2）の■2■で、近代の「長崎県行政文書」の来歴を調べるために用いた、長崎県の郷土史料編纂委員会 編『長崎県の郷土史料 長崎県立長崎図書館所蔵郷土史料解題』には、次のように書かれています。「昭和26年（25年の誤りか—引用者注）に教育・土木関係などを受けて、県に残されていた明治期の文書すべてが本館（長崎図書館—引用者注）へ移ったのである。しかし大正期以降の生資料を、原爆による被害と昭和25年の県庁仮庁舎の大火で焼失したのは誠に惜しまれてならない」（『郷土史料』「本館の郷土史料について」部分）。

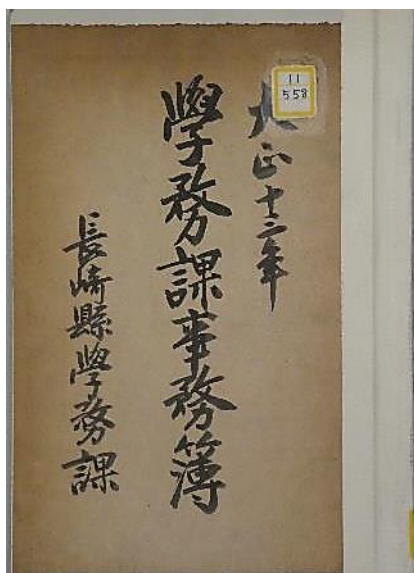
1950年（昭和25）5月7日、午前3時20分ごろ、長崎市立山町の県庁構内の国警県本部から出火、同本部木造2階建て1棟を焼き隣接の県庁本館木造2階建てに燃え移り、さらに県教育委員会に飛び火、約6,600平方メートルを全焼して午前6時ごろ鎮火しました（『長崎新聞に見る長崎県戦後50年史1945—1995』1995年、長崎新聞社、p44）。

この時の県庁舎は、1945年（昭和20）8月9日の原子爆弾投下後の火災で3代目県庁舎が焼失した後、立山町に置かれていた仮庁舎のことで、現在、長崎歴史文化博物館が建っている場所にありました。この火災により、大正期以降の文書が焼失したと『郷土史料』には書かれています。その一方で、同じく『郷土史料』には「戦後昭和25年には約5,300冊のものを受入れた」（p213）と書かれていますので、県庁仮庁舎が火災にあう前に、明治期までの文書は長崎図書館に移されていたこととなります。もし、移される前に火災にあったならば、現存する近代の「長崎県行政文書」は半減していた可能性もあります。

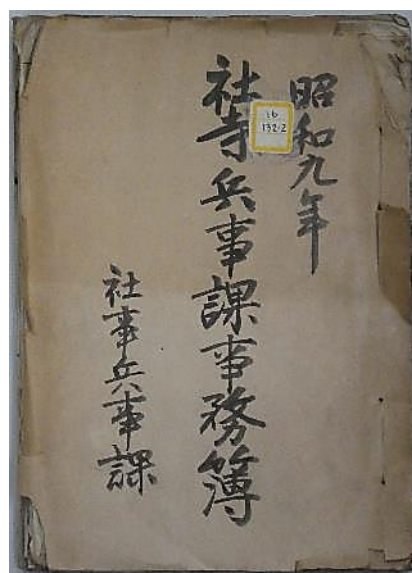
さらにさかのぼって、1874年（明治7）には、「本月廿日（8月20日—引用者注）暴風ニテ県庁破壊書類埋没」（「管内布達 明治7年7月～9月」長崎歴史文化博物館蔵）とあり、台風の暴風によって、県庁舎が倒壊し、書類が分からなくなるという被害もありました。この時倒壊したのは、同じ1874年の7月28日に開庁した初代県庁舎のことです（「今般外浦町新庁落成二付明廿八日（7月28日—引用者注）転移」（「管内布達 明治7年7月～9月」）。この初代庁舎は建てられてから、わずか1ヶ月ほどで倒壊したことになります。

このように、1874年8月20日、台風の暴風による初代県庁舎の倒壊、1945年8月9日、原子爆弾の投下による3代目県庁舎の焼失、そして、1950年5月7日、県庁仮庁舎の火災を経てもなお、近代の「長崎県行政文書」は現在に伝えられています。近代の「長崎県行政文書」が今に残っているのは、決して当たり前のことではないのです。この近代の「長崎県行政文書」を多くの方に知ってもらい、後世に残していかなければなりません。

前回、■4■で価値を認めってもらうために、近代の「長崎県行政文書」の文化財指定をめざすことを提案しましたが、後世に残すという観点からも、文化財指定を検討すべきだと考えます。なお、長崎歴史文化博物館に収蔵されている近代の「長崎県行政文書」には、明治期のものに比べて数は少ないですが、大正・昭和戦前期の文書が含まれていることを指摘しておきます（画像4）（画像5）。



（画像4）「学務課事務簿
大正13年」
（長崎歴史文化博物館蔵）



（画像5）「社寺兵事課事務簿
昭和9年～同11年」
（長崎歴史文化博物館蔵）

2022年（令和4）3月27日、長崎歴史文化博物館に隣接して、「長崎県立長崎図書館 郷土資料センター」が開館しました。長崎図書館では、長崎歴史文化博物館に移管した近代の「長崎県行政文書」以外にも、明治期以降、現在に至るまで、長崎県で作成された行政資料を収集・保管しています。「長崎県統計書」や「長崎県公報」などがこれにあたります（長崎図書館 郷土資料センターWebサイト「長崎県の郷土資料」より）。また、新たに「長崎県公文書コーナー」が併設され、「歴史的・文化的価値を有すると認められる県の公文書のうち、業務で使用しなくなった文書（歴史的な文書）を閲覧することができます」（長崎県Webサイト「長崎県公文書コーナー」より）。そして、今回述べてきた通り、長崎県から寄贈され、長崎図書館において大切に守られてきた近代の「長崎県行政文書」

が、現在、長崎歴史文化博物館において保管・公開されています。

長崎歴史文化博物館に収蔵されている「長崎奉行所関係資料」は江戸時代の「公文書」といえますし、また今回取り上げた、近代の「長崎県行政文書」は近代の「公文書」にあたります。「長崎県立長崎図書館 郷土資料センター」で保管されている長崎県作成の行政資料も「公文書」といえますし、併設されている「長崎県公文書コーナー」で保管されている歴史的文書も現用ではなくなりましたが「公文書」にあたります。このように、江戸時代の「長崎奉行所関係資料」に始まり、戦前・戦後にわたり、長崎県の歴史的文書、および、行政資料、つまり、「公文書」が保管・公開される体制が整ったこととなります。

長崎県は「公文書館法」に基づく「公文書館」を設置していない数少ない県の一つです。しかし、今回述べてきたように、歴史的文書や行政資料、つまり「公文書」を保管・公開する施設が整備されてきましたので、これらの施設が、連携することで、「公文書館」と同じような機能を果たすことができると考えられます。もちろん、公文書館の設置が望ましいという意見があることも、また、保存される歴史的文書の範囲について問題が指摘されていることも、十分理解しているつもりです。

今回取り上げた、長崎歴史文化博物館に収蔵されている近代の「長崎県行政文書」を多くの方に知ってもらい、長崎県の近代史に関する研究がなおいっそう進むことを期待します。（おわり）

【長崎県文化振興・世界遺産課 石尾和貴】